

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 年 月 日	令和 年 月 日	日から	日まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業) を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3㉔又は㉕若しくは㉖	① 兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②	期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	⑬	%
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤		
差引	⑦	非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑩)	⑧	国内における非課税事業に係る期末の従業員 数	⑭	人
再差引	⑨	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3㉔	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑭ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑯
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑰	法附則第9条第4項から第7項関係	
仮計 ⑬+⑮-⑰	⑱	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑱-⑲)	⑳ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑲	課税標準の特例に係る控除割合	㉑
資本準備金の額	㉒	未収金の帳簿価額	㉓ 円
仮計 ⑲+㉒	㉔	総資産価額	㉕
⑱と㉔のいずれか大きい額	㉖	課税標準の特例に係る控除額 (㉕×㉑)又は (㉕×㉓/㉕)	㉗ 兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒	期末の総従業員数	㉓	
差引	㉔	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖	人
控除額計 ㉒+㉕	㉗	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 数	㉘	